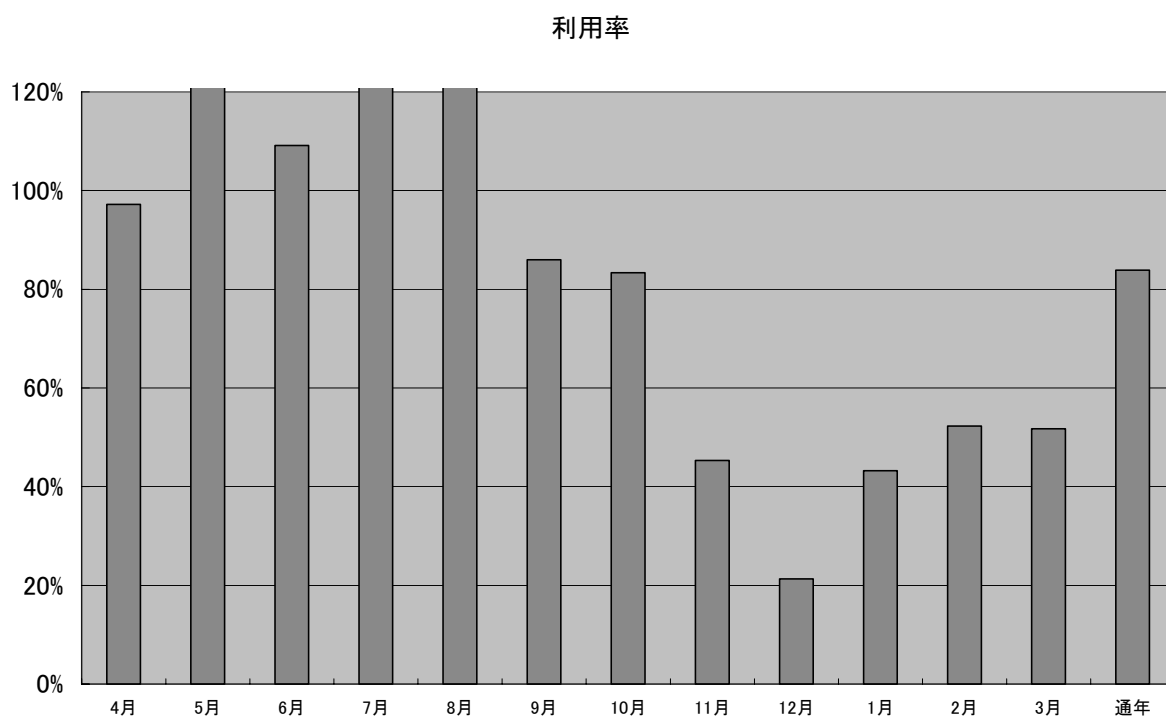


図 6-22 独立行政法人国立少年自然の家の利用率（平成 15 年度）



(注) 1. 秋田県と同様に「利用率＝稼動可能日数×宿泊定員÷延人員」で利用率を算出した。

(注) 2. 日帰り利用があるため、利用率が 100%を超える月が生じていると考えられる。

(5) 少年自然の家の都道府県別・設置者別比較

全国の少年自然の家について、県別・設置者別に区分した表は次のとおりである。

表 6-15 少年自然の家の都道府県別・設置者別比較

地域	内訳	全国少年自然の家連絡協議会の加入施設				構成割合			
		国立	県立	市町村立	計	国立	県立	市町村立	計
北海道		1	6	2	9	11%	67%	22%	100%
東北	青森県		3		3	—	100%	0%	100%
	秋田県		3	1	4	—	75%	25%	100%
	岩手県		4	1	5	—	80%	20%	100%
	山形県		4	1	5	—	80%	20%	100%
	宮城県	2	2	1	5	40%	40%	20%	100%
	福島県		4		4	—	100%	0%	100%
	計	2	20	4	26	8%	77%	15%	100%
関東・甲信越		4	19	19	42	10%	45%	45%	100%
東海・北陸		2	13	18	33	6%	39%	55%	100%
近畿		1	7	12	20	5%	35%	60%	100%
中国・四国		3	10	8	21	14%	48%	38%	100%
九州		3	21	11	35	9%	60%	31%	100%
全国計		16	96	74	186	8%	52%	40%	100%
東北平均 (6 県)		0.3	3.3	0.7	4.3	8%	77%	15%	100%
全国平均 (47 都道府県)		0.3	2.0	1.6	4.0	8%	52%	40%	100%

(「全国少年自然の家連絡協議会」ホームページの情報(平成16年4月1日現在)を加工して作成)

秋田県には、秋田県立の3少年自然の家に、秋田市が設置している秋田市太平山自然学習センター(秋田市大森山少年の家が前身)を加えて、4つの加入施設がある。全国平均をとると、1県当たり平均で4施設、東北6県平均でも、1県当たり平均で4.3施設が設置されている計算となり、秋田県の4施設は、平均値と言える。

なお、秋田県では、海浜型の自然体験活動拠点施設が不足しているということから、少年自然の家に類似した施設である「あきた白神体験活動センター(仮称)」を県北・海沿いの八森町に建設することを建設基本構想(平成16年1月)において表明している。あきた白神体験活動センター(仮称)が全国少年自然の家連絡協議会に加入するかは不明であるが、加入するとすれば、秋田県では上表において、少年自然の家(類似施設を含む)5施設を設置することとなり、数量的には全国平均値を超え、充実した環境を有すること

となる。

4 今後の方向性についての提言

少子化により児童数は減少しているが、あきたセカンドスクール推進事業利用の影響もあり、利用者数は必ずしも減少しているわけではない。繁忙期である6、7月の利用率は、各少年自然の家とも100%前後に達しており、施設規模に対応した利用者数を確保していると言える。しかし、年間の利用率は低いため、利用率の観点、施設数の観点及び組織的観点から今後の方向性を検討する。

(1) 今後の利用率と少年自然の家の統廃合

利用率の観点では、「3 ベンチマークや類似施設との比較分析 (4)利用率」に記載したように、独立行政法人国立少年自然の家の利用率が年間83.1%なのに対して、3少年自然の家の合計の利用率は年間47.6%と非常に低い状況である。概ね、3少年自然の家の合計の利用率は独立行政法人国立少年自然の家の利用率に比べ毎月とも低い。立地条件、施設・設備、職員の体制や規模から生じる差は別として、利用率が低いことが課題である。

現在考えられる利用率アップのための方策を各施設に質問したところ、プロジェクトアドベンチャー等の出前講座や立地の特性を生かした主催事業（スキー、スノーキャンプ、楽焼き等）、近隣施設との連携等により、利用者増を図ることを考えているとのことである。

独立行政法人国立少年自然の家の主催事業には、障害児や不登校等の児童・生徒を対象とした事業が多いことも参考になると考える。

また、多くの小・中学校では、少年自然の家を利用した学校行事が夏季に予定され、冬季は学芸会や受験指導等により少年自然の家を利用した学校行事の予定が少ない傾向にあることが原因と考えられるが、今後は、利用率が、学校行事に左右されにくくなるよう、小・中学校以外の団体や個人を誘致する企画や教室のさらなる充実が求められよう。

施設数の観点では、今後建設計画のある「あきた白神体験活動センター（仮称）」を含めると、秋田県には、少年自然の家（類似施設を含む）が5施設存在することとなり、全国平均値である1県当たり4施設を超える。面積や人口・他の利用可能施設の有無などの諸条件によって施設数の妥当性は一概には言えない。

しかし、将来的には、少子化による利用者の減少が予想され、一方で、3 少年自然の家は、設立後 21～30 年を経過し、設備が老朽化している（「X 個別事項 2 固定資産の状況 (1) 保有資産の経過年数」参照）。よって、県の厳しい財政状態を考慮し、「あきた白神体験活動センター（仮称）」の建設、または、3 少年自然の家の今後の建替えに際しては、少年自然の家の統廃合を検討する必要があると考える。

(2) 指定管理者制度の導入の検討

少年自然の家の管理運営方法は、県が管理、運営するだけでなく、指定管理者制度を導入することも可能である。（詳細は、「VIII 指定管理者制度の検討」参照）

秋田県教育委員会のホームページ上で公開している「あきた教育新時代創成プログラム」（素案）では、現在管理委託している施設だけでなく、県直営施設への導入も検討することが記載されており、岩城少年自然の家、保呂羽山少年自然の家、大館少年自然の家も対象に含まれている。

また、秋田県では、「あきた白神体験活動センター（仮称）」（八森町）についても、建設基本構想（平成 16 年 1 月）において、指定管理者制度を視野に入れながら検討する予定としている。

指定管理者制度の検討に当たっては、現在、行われている学校教員と指導班との人事交流を継続することが望ましいと考える。少年自然の家における指導経験や普段学校では垣間見ることのできない児童の一面を引き出す経験を養い、学校現場と少年自然の家によりよい相乗効果を生むことを期待するからである。指定管理者制度の検討にあたっては、効率性を確保しながら、教育の質的な相乗効果を得られる方策を模索すべきと考える。

Ⅶ 人件費を中心とした業務コストの削減への取り組み

県の財政負担をなるべく少なくするためには、監査対象施設においても業務コストの削減が急務であるが、監査対象施設は概して、人中心の組織であり、行政コスト計算書上、人件費の負担が大きくなっている。

人件費は、県全体、大きな単位でいえば地方公共団体全体の問題ともいえるが、硬直化した人件費の負担が、県の財政にとって大きな負担となっている。現状、職員についても県の職員である以上、県の給与規定の枠外で規定を作ることはできないが、後述する指定管理者制度の導入による人件費を含めた業務コストの削減により、現在各施設が担っている役割を維持・充実させながらトータルとしての人件費を削減していくことを検討する必要がある。

また、正職員の人員削減を検討し、業務委託についてもさらに推進していく必要がある。

Ⅷ 指定管理者制度の導入の検討

地方自治法の規定により、公の施設の管理については、平成 18 年 9 月 1 日までに、管理委託制度から指定管理者制度に移行し、また、現在、県直営施設についても指定管理者制度に移行する検討を行うことになった。

指定管理者制度とは、住民のサービスの向上とともに経費圧縮を図るため、住民のニーズに対応した民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用し、「公の施設」の管理の代行を「法人その他の団体」（民間事業者等を広く含み、法人格は必ずしも必要ない（個人は不可））に行わせようとするものである。

秋田県教育委員会のホームページ上で公開している「あきた教育新時代創成プログラム」（素案）では、現在管理委託している施設だけではなく、県直営施設への導入も検討することが記載されている。当該導入検討施設には、農業科学館、子ども博物館、生涯学習センター、岩城少年自然の家、保呂羽山少年自然の家、大館少年自然の家が含まれている。

ただし、指定管理者制度の移行も、施設の存続が前提にある。上述したように、統廃合の検討余地が残されている施設については、まず、統廃合の検討を充分に行う必要があることに留意しなければならない。

Ⅹ 個別事項

1 人事関係

(1) 出勤簿の承認（農業科学館、総合教育センター、子ども博物館、生涯学習センター、少年自然の家）

出勤簿について、上席者の承認印が押印されていない。出勤簿は職員の勤怠データとして重要であり、欠勤者が誤って出勤印を押印していないこと等を確認するためにも、上席者の承認印を押印する必要があると考える。

(2) 給料受領印の入手方法（子ども博物館、生涯学習センター、少年自然の家）

給料の支給方法は、口座振込が多いが、本人の希望により全部ないし一部を現金支給とすることができる。現金支給の場合、受給者は「給料諸手当支給明細書（所属用）」に受領印を押印する。

「給料諸手当支給明細書（所属用）」は1ページに4名分の支給明細が記載されているため、受領印を押印する際に、受給者は他の3名の支給明細を見ることができる。給料支給額は個人のプライバシー情報であるため、受給者が他人の給与を閲覧できないように受領印の押印方法を変更すべきである。

なお、受給者が他人の給与を閲覧できないようにするために、システムを変更しなければならず、費用対効果の観点から早急な対応が困難である場合には、「給料諸手当支給明細書（所属用）」の用紙を人数分に分割して受領印を入手する等の代替的な措置を講ずることが考えられる。

2 固定資産の状況

(1) 保有資産の経過年数

各施設が保有する事務用機器及び車両運搬具等の物品の平均耐用年数は、6年8ヶ月であり、購入後平成16年3月31日までの平均経過年数は11年4ヶ月である（表10-1）。すべての施設で、すでに経過年数が平均耐用年数を上回っている。子ども博物館の平均経過年数は16年2ヶ月であり、平均耐用年数である5年7ヶ月の3倍近くを経過している。その他の施設においても平均耐用年数の2倍程度を経過している。耐用年数は税法において規定されたものであり、各施設が実際に使用し得る年数と必ずしも一致するものではな

いが、税法耐用年数を倍する年数を経過したものは、一般的に実際上の使用においてトラブルが発生し、使用に困難が生じる頻度が高くなり、また保守経費も増加する。

保有する資産の大半が減価償却を完了し、簿価が0円となっている割合は、農業科学館が最も高く、保有資産総額に占める割合は85.9%となっている（表10-1）。農業科学館においては保有資産の大半を開館年度（平成3年度）までに購入しており（表10-2）、すでに更新時期を迎えていると推測される。また、子ども博物館の平均経過年数が最も高いにもかかわらず、簿価が0円となっている割合が60.0%と低くなっている理由は、耐用年数なしの図書13,594千円を保有しているためである。図書を除くと、簿価が0円となっている割合は90.8%となり、農業科学館と同様に子ども博物館の設備も更新時期を迎えていると推測される。

各施設の償却累計率は全体で90.3%であり（表10-1）、大幅に償却が進んでいることがわかる。農業科学館、子ども博物館について、償却累計率は94.0%、70.5%となっており、魅力ある展示内容とするために必要な設備の更新が十分におこなわれていないことが推測される。

各施設の将来にわたる事業活動に鑑みると、必要な機器類について長期の設備更新計画の策定が求められる。

表10-1 固定資産の状況

（単位：千円）

施設名	取得価額	減価償却 累計額	簿価	減価償 却累計 率	簿価0円 の取得価 額	簿価0 円の 割合	平均耐用 年数	平均経過 年数
農業科学館	409,342	384,597	24,744	94.0%	351,627	85.9%	6年3ヶ月	11年3ヶ月
総合教育センター	606,293	559,309	46,983	92.3%	474,991	78.3%	7年4ヶ月	10年0ヶ月
子ども博物館	60,725	42,788	17,937	70.5%	36,461	60.0%	5年7ヶ月	16年2ヶ月
生涯学習センター	94,285	84,838	9,447	90.0%	78,094	82.8%	7年1ヶ月	14年8ヶ月
岩城少年自然の家	55,058	47,115	7,942	85.6%	39,398	71.6%	5年8ヶ月	12年1ヶ月
保呂羽山少年自然の家	44,594	33,404	11,189	74.9%	23,945	53.7%	5年0ヶ月	9年7ヶ月
大館少年自然の家	41,497	32,042	9,454	77.2%	26,480	63.8%	5年2ヶ月	12年6ヶ月
合計	1,311,796	1,184,096	127,700	90.3%	1,031,000	78.6%	6年8ヶ月	11年4ヶ月

(注) 「簿価 0 円の取得価額」及び「簿価 0 円の割合」は、それぞれ「簿価 0 円となっているものの取得価額」及び「簿価 0 円となっているものの割合」の意味である。

表 10-2 農業科学館の購入年別資産の金額

(単位：千円)

自	至	期間	取得価額	比率	累計比率
S38. 4. 1	H 1. 3. 31	25 年	654	0. 2%	0. 2%
H 1. 4. 1	H 3. 3. 31	2 年	26, 368	6. 4%	6. 6%
H 3. 4. 1	H 4. 3. 31	1 年	321, 729	78. 6%	85. 2%
H 4. 4. 1	H 6. 3. 31	2 年	494	0. 1%	85. 3%
H 6. 4. 1	H 8. 3. 31	2 年	622	0. 2%	85. 3%
H 8. 4. 1	H10. 3. 31	2 年	3, 183	0. 8%	86. 8%
H10. 4. 1	H12. 3. 31	2 年	2, 041	0. 5%	86. 7%
H12. 4. 1	H14. 3. 31	2 年	50, 793	12. 4%	99. 2%
H14. 4. 1	H16. 3. 31	2 年	3, 454	0. 8%	100. 0%
		合計	409, 342	100. 0%	

(2) 施設の老朽化（農業科学館）

明治 33 年に建造された田沢湖町の旧家である建物「曲屋」を農業科学館敷地に移築・設置している（移築平成 2 年 11 月、公有資産台帳価格 32, 754 千円）。「曲屋」の茅葺屋根は経年により腐食しているため、早急な修繕が必要である。

十分な修繕をおこなうためには、約 20, 000 千円程度が必要とのことであるが、一時に予算を確保するのは困難であり、毎年度部分的に修繕をおこなうよう予算要求している。なお、平成 16 年度に屋根改修工事をおこなう予定であり、修繕予算は 4, 424 千円となっている。

今後も多額な修繕予算が必要となることは明らかであるが、長期的な視点で施設の老朽化に十分な対処ができないという事実は、当初設置目的を達成するには現状の予算が不足しているからであり、施設を維持し続けることが困難であるならば、やむを得ず廃棄も検討すべきである。



(3) 低稼働資産と設備投資の意思決定

各施設の低稼働資産や未稼働資産が以下のように存在している。低稼働資産や未稼働資産は、建設または取得をする必要がなかったことを意味する場合がある。財政が厳しい状況の下、教育政策目的であるとしても、稼働率を無視して設備投資を行うことはできない。

建設または取得時点から年数が経過しているものが多く、建設または取得時の利用計画に関する資料を入手することができなかったが、今後は、設備投資実施時の利用計画を策定し、当該利用計画を少なくとも投資対象が稼働している期間は保管する必要がある。さらに、投資実行後には保管した利用計画に基づいて実際の利用状況を検証し、投資意思決定の妥当性と今後の利用価値を定期的に判定する必要がある。

設備投資において重要なことは、設備投資の意思決定後、費用として生じる減価償却費は削減が不可能であるという認識である。言い換えれば、設備投資の意思決定時に将来の費用を確定してしまうということである。したがって、設備投資の意思決定の際には、慎重に設備投資の利用計画を策定し、設備投資の可否の判断を行う必要がある。